

基発第0402019号
平成19年 4月 2日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」の一部改正について

標記については、平成18年4月1日付け基発第0401008号「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」（以下「実施通達」という。）により指示していたところであるが、実施通達の一部を下記のとおり改正し、平成19年度から新たに、他の年齢層と比較して実労働時間が長い状況にあり、また、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善を図るための支援を従来からの支援に上乗せして行うこと等としたので、了知の上、その積極的な推進に努められたい。

また、労働時間等設定改善対策の推進について、別添のとおり都道府県知事に対し協力を依頼しており、各局においては、都道府県とも連携を図りつつ推進されたい。

記

- 1 実施通達の記第1の2を別紙1のとおり改める。
実施通達の記第1の2の次に、別紙1のとおり3及び4を加える。
- 2 実施通達の別添1（「労働時間等設定改善援助事業実施要綱」）の記第3から第5まで並びに記第6の1及び2を別紙2のとおり改め、記第6の7及び8を削除し、記第7を第8とし、記第6の3から6までを別紙2のとおり改め、第7とする。
- 3 実施通達の別添2（「労働時間等設定改善推進助成金支給要領」）を別紙3のとおり改める。
- 4 以上の改正は、平成19年4月2日から適用することとする。

労働時間等設定改善関係事業等の実施について

改正後	現 行
第1 労働時間等の設定の改善の促進 1 (略) 2 労働時間等設定改善推進助成金について 中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることとする。 <u>さらに、その中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する、他の年齢層と比較して実労働時間が長い状況にあり、また、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働者（以下「20歳代後半から30歳代の労働者」という。）の労働時間等の設定の改善が図られるよう、重点的に当該構成事業主に対する相談・指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて上乗せして助成金を支給する。</u> なお、労働時間等設定改善推進助成金の支給業務については、「労働時間等設定改善推進助成金支給要領」（別添2）に基づき実施する。 3 <u>特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の促進</u> <u>都道府県労働局に配置された労働時間設定改善コンサルタントを活用して、長時間にわたる時間外労働の是正のための自主点検等を実施し、事業場の希望に応じて労働時間設定改善コンサルタントによる個別訪問等を実施する。</u> <u>さらに、平成19年度からは、1回限りの個別訪問ではなく、一定期間にわたって事業場を計画的に訪問し、指導・援助を行う。</u> <u>なお、コンサルティングについては、20</u>	第1 労働時間等の設定の改善の促進 1 (略) 2 労働時間等設定改善推進助成金について 中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることとする。 なお、労働時間等設定改善推進助成金の支給業務については、「労働時間等設定改善推進助成金支給要領」（別添2）に基づき実施する。

歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善を促進するため、同世代の労働者が多く勤務する事業場に対して重点的に実施する。

4 労働時間等設定改善実施体制の整備

労働時間等設定改善実施体制の整備については、平成18年4月1日付け基発第0401006号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について」の記の4で指示しているところであるが、上記1から3の労働時間等設定改善事業の推進に当たっては、特に各事業場に対し、労働時間等設定改善委員会の設置等に向けた働きかけを行うなどにより、労働時間等設定改善実施体制の整備を図ることとする。

第2～第5 (略)

第2～第5 (略)

労働時間等設定改善援助事業実施要綱

改正後	現行
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 事業実施団体の要件 事業実施団体は、事業の公益性から非営利を目的とし、次の要件を満たす法人格を有する事業主団体から選定する。 1 地域事情及び効率性を勘案し、中小企業集団が所在する同一の都道府県にあって、かつ、活動範囲が都道府県又はこれに準ずる単位であること 2 (略)	第3 事業実施団体の要件 事業実施団体は、事業の公益性から非営利を目的とし、次の要件を満たす法人格を有する事業主団体から選定する。 1 地域事情及び効率性を勘案し、中小企業集団が所在する同一の都道府県にあって、かつ、活動範囲が都道府県単位であること 2・3 (略)
第4 事業の内容 労働時間等の設定の改善を推進しようとする同一地域、同一業種、企業系列別等の中小企業集団に対して次の援助を実施する。 1～3 (略)	第4 事業の内容 労働時間等の設定の改善を推進しようとする同一地域、同一業種、企業系列別等の中小企業集団のうちで都道府県労働局長が援助の対象として指定した中小企業集団（以下「指定集団」という。）に対して次の援助を実施する。 1～3 (略)
第5 中小企業集団の要件 労働時間等設定改善援助事業の援助対象となる中小企業集団は、同一地域、同一業種、企業系列別等の集団で、かつ、常時300人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の2分の1以上であること。	第5 指定集団の要件 労働時間等設定改善援助事業の援助対象となる指定集団は、同一地域、同一業種、企業系列別等の集団で、かつ、常時300人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の2分の1以上であること。
第6 事業手続 1 事業実施を希望する事業主団体の申出 事業実施を希望する事業主団体は、当該事業年度の5月25日までに都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書」（様式第1号。以下「申出書」という。）を提出すること。 都道府県労働局長は、中小企業集団から事業実施団体について紹介を求められた際には、申出書の別紙（様式第号別紙）を使用して紹介すること。 なお、申出書を都道府県労働局長に提出していない事業主団体であっても事業	第6 事業手続 1 指定集団の指定 (1) 中小企業集団からの申し込み 援助を受けることを希望する中小企業集団は、「労働時間等設定改善援助事業申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）を当該中小企業集団の主たる事務所の所在地を所轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に原則として当該事業年度の4月末日までに申し込みを行うこと。 (2) 中小企業集団の審査及び指定

実施することは可能であること。

2 事業実施団体及び中小企業集団の選定

「労働時間等設定改善援助事業」に係る企画書募集要領に基づき、事業実施団体及び援助の対象となる中小企業集団を選定すること。

なお、選定結果については、都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業選定結果通知書」（様式第2号）により通知すること。

イ 労働基準監督署長は、中小企業集団から提出された申込書及び添付された労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿（以下「申込書等」という。）に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合には、これを受理し都道府県労働局長に回送すること。

ロ 都道府県労働局長は、申込書等の次の項目について審査を行うとともに所轄労働基準監督署長と協議の上、指定集団として適当と認められる場合には、指定を行い、「労働時間等設定改善援助事業集団指定書」（様式第2号）により、また、指定集団として適当でないと認めた場合には、「労働時間等設定改善援助事業集団不指定通知書」（様式第3号）により、当該中小企業集団に対して通知すること。

（イ）申込書等の記載項目が適正に記入されていること

（ロ）第5の要件を満たしていること

ハ 指定集団の報告

都道府県労働局長は、当該年度における労働時間等設定改善援助事業の指定集団の指定が全て取りまとまった段階で「労働時間等設定改善援助事業指定集団状況報告」（様式第4号）を厚生労働省労働基準局長に報告すること。

2 事業実施団体の決定

（1）事業実施を希望する事業主団体の申出

事業実施を希望する事業主団体は、当該事業年度の4月末日までに都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書」（様式第5号。以下「申出書」という。）を提出すること。都道府県労働局長は、指定集団から事業実施団体について紹介を求められた際には、申出書の別紙（様式第5号別紙）を使用して紹介すること。

なお、指定集団は、申出書を都道府県労働局長に提出していない事業主団体であっても事業の実施依頼をすることは可能であること。

(2) 指定集団による事業主団体への事業実施
依頼

都道府県労働局長から指定された指定
集団は、事業主団体に対して労働時間等設
定改善援助事業を行うように「労働時間等
設定改善援助事業実施団体依頼書」(様式
第6号)により依頼すること。

また、事業主団体は、事業実施を承諾し
た場合には、「労働時間等設定改善援助事
業実施承認申請書」(様式第7号。以下「承
認申請書」という。)及び「労働時間等設
定改善援助事業実施計画書」(様式第8号)
を事業主団体の主たる事務所の所在地を
所轄する都道府県労働局長を経由して厚
生労働大臣に原則として当該事業年度の
5月末日までに提出すること。

なお、承認申請書には事業主団体に係る
次の書類を添付すること。

イ 定款、会則等

ロ 直近の事業年度における事業報告
書、貸貸対照表、収支決算書及び財産
目録

(3) 事業主団体の審査及び決定

イ 都道府県労働局長は、事業主団体か
ら提出された承認申請書、添付書類及
び「労働時間等設定改善援助事業実施
計画書」(様式第8号)(以下「承認
申請書等」という。)に不備がないか
を点検し、不備がないと認めた場合に
は、これを受理すること。

ロ 都道府県労働局長は、承認申請書等
の次の項目について審査を行い、当該
審査結果に関する意見を付して、厚生
労働大臣に提出すること。

(イ) 承認申請書の記載項目が適正に記
入されていること

(ロ) 第3の要件を満たしていること

(ハ) 労働時間等設定改善援助事業実施
計画書の内容で事業が適正に実施でき
ること

ハ 厚生労働大臣は、承認申請書等の内
容を審査の上、事業実施団体として適
当と認められる場合には、「労働時間

等設定改善援助事業実施承認通知書
(様式第9号)により事業主団体あて
通知するとともに、「労働時間等設定
改善援助事業委託要綱」に基づき委託
契約の締結に向けて手続きを進める。

また、事業実施団体として適当でな
いと認めた場合には、「労働時間等設
定改善援助事業実施不承認通知書」(様
式第10号)により、事業主団体に対
して通知する。

なお、指定集団は、事業実施を依頼
した事業主団体が事業実施団体として
適当でないとされた場合には、他の事
業主団体に事業実施を依頼すること。

二 厚生労働大臣は、ハの決定について
は、都道府県労働局長に「労働時間等
設定改善援助事業実施承認結果通知
書」(様式第11号)により通知する。

第7 事業実施体制

1 労働時間設定改善アドバイザーの配置

事業実施団体は、委託契約締結後、労働時
間設定改善アドバイザー(以下「アドバイザ
ー」という。)を委嘱し、配置すること。

なお、アドバイザーの委嘱期間は1会計
年度以内とする。

2 (略)

3 アドバイザーの活動

アドバイザーは、中小企業集団と調整を
行った上で中小企業集団の構成事業場ご
とに現状調査を実施し、労働時間等の設定
の改善に取り組みたい事項及びその実現
に向けての計画の作成を行わせること
(「労働時間等設定改善計画」(様式第3
号))。

3 労働時間設定改善アドバイザーの委嘱等

事業実施団体は、委託契約締結後、労働
時間設定改善アドバイザーを委嘱し、「労
働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報
告」(様式第12号)を作成し、都道府県
労働局長に報告すること。

また、事業年度の途中で、委嘱者の変更
があった場合にも報告すること。

なお、都道府県労働局長は、労働時間設
定改善アドバイザー委嘱状況報告に基づき
新規に労働時間設定改善アドバイザーに委
嘱された者を対象にすみやかに研修を実施
すること。

4 (略)

5 労働時間設定改善アドバイザーの活動

労働時間設定改善アドバイザーは、指定集
団と調整を行った上で指定集団の構成事業場
毎に実態調査(「労働時間等設定改善アンケ
ート」(様式第13号))を実施し、労働時
間等の設定の現状を把握した上で、取り組み
たい事項及びその実現に向けての計画を定め
た「労働時間等設定改善計画」(様式第14
号)の作成を行わせること。

なお、「労働時間等設定改善計画」（様式第3号）の取組事項については、指定集団を構成する事業場ごとに次の「目安」の達成に向けて取り組むこと。

「目安」

ア （略）

イ （略）

ウ （略）

エ （略）

オ （略）

カ 「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

また、援助が終了した段階で中小企業集団の構成事業場ごとに労働時間等の設定の改善状況報告（「労働時間等設定改善実施結果報告」（様式第4号））を作成させ、「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」（様式第5号）を取りまとめて、事業実施団体に報告すること。

4 日誌の作成

アドバイザーが活動を行った時は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌」（様式第6号の1号）、協力員が業務を行った時には、「協力員活動日誌」（様式第7号の1）をそれぞれ活動日ごとに作成して翌月10日までに事業実施団体に報告すること。

さらに、報告された日誌は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」（様式第6号の2）、「協力員活動日誌報告書」（様式第7号の2）により取りまとめること。

（削除）

なお、「労働時間等設定改善計画」（様式第14号）の取組事項については、指定集団を構成する事業場毎に次の「目安」の達成に向けて取り組むこと。

「目安」

イ （略）

ロ （略）

ハ （略）

ニ （略）

ホ （略）

ヘ 「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

また、援助が終了した段階で労働時間等の設定の改善状況報告（「労働時間等設定改善実施結果報告」（様式第15号））の作成を行わせること。

6 日誌の作成

労働時間設定改善アドバイザーが活動を行った時は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌」（様式第16号の1）、協力員が業務を行った時には、「協力員活動日誌」（様式第17号の1）をそれぞれ活動日毎に作成して翌月10日までに事業実施団体に報告すること。

さらに、報告された日誌は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」（様式第16号の2）、「協力員活動日誌報告書」（様式第17号の2）により取りまとめること。

7 結果報告書の作成

労働時間設定改善アドバイザーは、指定集団の構成事業場から「労働時間等設定改善実施結果報告」（様式第15号）の提出を受けたら「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」（様式第18号）を取りまとめ、事業実施団体に報告すること。

(削除)

8 事業終了報告書・精算報告書の提出・審査

(1) 事業終了報告書・精算報告書の作成・提出

イ 事業実施団体は、「労働時間等設定改善援助事業終了報告書」(様式第19号)及び「精算報告書」(以下「事業終了報告書」という。)を作成し、当該事業年度の直後の4月10日までに都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告すること。

なお、事業年度の途中で事業を終了する場合には、事業終了後30日以内に報告すること。

ロ 事業終了報告書には、次の書類を添付すること。

(イ)「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」(様式第18号)

(ロ)「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」(様式第16号の2)及び「協力員活動日誌報告書」(様式第17号の2)

(ハ) その他厚生労働大臣が必要と認める書類

(2) 事業終了報告書の審査及び支出

イ 都道府県労働局長は、事業実施団体から提出された事業報告書及び添付書類(以下「事業終了報告書等」という。)に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合には、これを受理するものとする。

ロ 都道府県労働局長は、事業終了報告書等の次の項目について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(イ) 事業終了報告書の記載項目が適正に記入されていること

(ロ) 事業終了報告書と添付書類に整合性があること

ハ 厚生労働大臣は、事業終了報告書等の内容を審査の上、事業として適当と認められる場合には、「労働時間等設定改善援助事業委託要綱」に基づき委託費を支出する。

第8 期間

中小企業集団に対する助言・指導等の援助の実施期間は、1会計年度以内とする。

なお、1回に限り再度、同一中小企業集団に対して援助を実施することができるものとする。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

改正 平成19年4月2日一部改正。

第7 期間

1 指定集団に対する助言・指導等の援助の実施期間は、1会計年度以内とする。

なお、1回に限り再度、同一指定集団に対して援助を実施することができるものとする。

2 労働時間設定改善アドバイザーの委嘱期間は1会計年度以内とする。

労働時間等設定改善推進助成金支給要領

改 正 後	現 行
(同右) 第1 趣旨 中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るものである。 <u>さらに、他の年齢層と比較して実労働時間が長く、出産及び育児等の子育てを担う世代である25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に重点的に取り組む中小企業事業主の団体又はその連合団体に対して追加して助成を行うことにより、中小企業における25歳から39歳までの労働者の所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の労働時間等の設定の改善の推進を重点的に図るものである。</u> 第2 支給の対象等 1 事業主団体等の要件 推進助成金の支給対象は、次のいずれにも該当する事業主団体等とする。 (1) (略) (2) 労災保険の適用事業主であり、かつ、次のいずれかに該当する事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。 ア <u>資本金又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主</u> イ (略) (3)・(4) (略) <u>(5) 上乗せ助成については、25歳から39歳までの労働者が傘下の事業場に相当数勤務</u>	労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第24条の規定による労働時間等設定改善推進助成金(以下「推進助成金」という。)は、この要領により支給するものとする。 第1 趣旨 中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るものである。 第2 支給の対象等 1 事業主団体等の要件 推進助成金の支給対象は、次のいずれにも該当する事業主団体等とする。 (1) (略) (2) 労災保険の適用事業主であり、かつ、次のいずれかに該当する事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。 イ <u>資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主</u> ロ (略) (3)・(4) (略)

することが見込まれ、過去の事業活動状況、財政能力からみて、傘下の事業場における25歳から39歳までの労働者に対する労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できるものであること。

2 構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項

構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項（以下「取組事項」という。）については、労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号）（以下「指針」という。）に定められた次に掲げるものとする。

(1) 必須のもの

次のアからカのうち、アについては、必ず取り組まなければならないものとし、さらに、イからカのうち、いずれか1つ以上について取り組まなければならないものとする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(2) 必要に応じて(1)に加え、取り組むことが可能なもの

指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のアからカに定められた措置

(3) 上乗せ助成を受けるために必要なもの

(1)のうちア、ウ、エのすべてに取り組んだ上で、次のアからウについて取り組むこととし、ア、イについては、必ず取り組まなければならないものとする。

ア 25歳から39歳までの労働者が年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

イ 25歳から39歳までの労働者の所定外労働の削減

ウ 指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のうち、次に掲げる措置

① 子の養育又は家族の介護を行う労働者に係る措置

2 構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項

構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項（以下「取組事項」という。）については、労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号）（以下「指針」という。）に定められた次に掲げるものとする。

(1) 必須のもの

次のイからヘのうち、イについては、必ず取り組まなければならないものとし、さらに、ロからヘのうち、いずれか1つ以上について取り組まなければならないものとする。

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

ヘ (略)

(2) 必要に応じて(1)に加え取り組むことが可能なもの

指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイからトに定められた措置

② 妊娠中及び出産後の女性労働者に係る措置

3 支給の対象事業等

(1) 事業主団体等が行う事業

推進助成金の対象となる事業は、2に掲げた取組事項を推進するために、事業主団体等が自主的に行う次に掲げる事業（以下「推進事業」という。）とする。

ア 方針策定等の事業

次のイからキの事業を推進するに当たって、団体として2の取組事項のうち、いずれの事項に重点を置いて推進事業を行うか等の方針を策定し、その後のフォローを行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の(ア)から(カ)に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただし、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

(ア) (略)

(イ) 「労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、傘下の全事業場において業務の実態について調査を行い、当該調査結果及び労働者の抱える多様な事情に応じて、変形労働時間制等の活用について検討すること

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) 「労働時間の管理の適正化」については、傘下の全事業場において、労働時間管理の現状把握、適正化を行った上で、業務運用の検証を行うこと

(カ) (略)

イ 好事例の収集、普及啓発の事業

労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や意識等を調査・把握する、好事例の収集のためのアンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、その結果を傘下の事業場に周知するための好事

3 支給の対象事業等

(1) 事業主団体等が行う事業

推進助成金の対象となる事業は、2に掲げた取組事項を推進するために、事業主団体等が自主的に行う次に掲げる事業（以下「推進事業」という。）とする。

イ 方針策定等の事業

次のロからトの事業を推進するに当たって、団体として2の取組事項のうち、いずれの事項に重点を置いて推進事業を行うか等の方針を策定し、その後のフォローを行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の(イ)から(ヘ)に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただし、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

(イ) (略)

(ロ) 「労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、傘下の全事業場において労働及び業務の実態について調査を行い、労働時間等の設定について検討すること

(ハ) (略)

(ニ) (略)

(ホ) 「労働時間の管理の適正化」については、傘下の全事業場において、適正化、現状把握を行った上で、業務の検証を行うこと

(ヘ) (略)

ロ 好事例の収集、普及啓発の事業

労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や意識等を調査・把握する、好事例の収集のためのアンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、その結果を傘下の事業場に周知する、好事例の掲

例集等を傘下の事業場に配布する等の事業

ウ セミナーの開催の事業

傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のためのセミナーの開催の事業

エ 巡回指導等の事業

傘下の事業場において労働時間等の設定の改善を行う際に生じる労務管理上の諸問題の改善を図るための指導、相談等の事業

オ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業

ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業

カ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備の事業

取引先等への労働時間等の設定の改善についての理解と協力を要請するための連絡会議の開催、そのための資料の作成等を行う事業

キ その他必要と認められる事業

団体規模別上限額の範囲内では事業主団体等が予定している事業を実施し得ず、当該事業を実施することが、必要と認められる事業

(2) 上乗せ助成の対象事業

上乗せ助成の対象となる事業は次に掲げる事業（以下「上乗せ事業」という。）とする。

ア 設定改善プランの策定に向けた懇談会の設置等の事業

25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善を促進するため、設定改善プランの策定のための懇談会を設置し、団体として2の（3）の取組事項のうち、いずれの事項に重点を置いて事業を行うか等の方針を策定し、現状及び問題点の把握をした上で、労働時間等の設定の改善を促進するための設定改善プランの策定を行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の（ア）から（ウ）に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただ

載された図書等を傘下の事業場に配布する等の事業

ハ セミナーの開催

傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のためのセミナーの開催の事業

ニ 巡回指導等の実施

傘下の事業場において労働時間等の設定の改善を行う際に生じる労務管理上の諸問題の改善を図るための指導、相談等の事業

ホ ポスター・リーフレット等の作成、配布等

ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業

ヘ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備事業

取引先等への労働時間等の設定の改善についての理解と協力を要請するための連絡会議の開催、そのための資料の作成等を行う事業

ト その他必要と認められる事業

団体規模別標準額の範囲内では事業主団体等が予定している事業を実施し得ず、当該事業を実施することが、必要やむを得ないと認められる事業

し、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

(ア)「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、傘下の事業場の25歳から39歳までの労働者の年次有給休暇の平均取得率をおおむね2%以上上昇させること。

(イ)「所定外労働の削減」については、傘下の事業場の25歳から39歳までの労働者の平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減させること。

(ウ)「子の養育又は家族の介護を行う労働者に係る措置」、「妊娠中及び出産後の女性労働者に係る措置」については、労働基準法、育児休業法、介護休業法等の法令で定められた事項を上回る措置を講ずること。

イ 現状及び問題点の把握の事業

25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や問題点を把握するために専門家を帯同した訪問調査及び個別指導を実施し、その結果をアの懇談会等で活用し、設定改善プランの策定のための基礎資料とする事業

ウ セミナーの開催の事業

傘下の事業場における25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のためのセミナーの開催の事業

エ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業

ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業

(3) 推進事業の実施体制の整備

(1) 及び (2) の事業を円滑に実施するため、事業主団体等は、推進事業の実施に関

(2) 推進事業の実施体制の整備

(1) のイからトの事業を円滑に実施するため、事業主団体等は、推進事業の実施に関し中心的役割を担う者（以下「労働時間設定

し中心的役割を担う者（以下「労働時間設定改善推進員」という。）を配置することが望ましいものとする。

4 推進事業の実施

推進助成金の支給を受けようとする事業主団体等は、推進事業の実施に当たり、重点とする取組事項、実施する事業の種類、実施内容、時期、回数等を記載した計画（以下「事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

なお、推進事業のうち、3の（1）のア、イ及びエの事業は、必ず実施しなければならない。

また、上乗せ助成を受けようとする場合については、3の（2）のア及びイの事業は、必ず実施しなければならない。

5 支給対象団体数

推進助成金は、国の予算の範囲内で支給するものである。したがって、支給対象団体数は、国の予算額により制約されるものであること。

第3 推進助成金の支給

1 支給対象期間

一事業主団体等に対する推進助成金の支給対象期間は、一事業年度とする。

この場合の事業年度とは、4月1日から翌年3月末日までとする。

また、1回に限り、再度継続して同一事業主団体等に対して推進助成金を支給することができるものとする。

2 支給額

（1）推進助成金（上乗せ助成を除く。）

事業主団体等が事業実施の承認を受けた日以降に要した費用で、次のア及びイに示すものとする。

ただし、当該費用の額が500万円を超える場合の支給額は、500万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

改善推進員」という。）を配置することが望ましいものとする。

4 推進事業の実施

推進助成金の支給を受けようとする事業主団体等は、推進事業の実施に当たり、重点とする取組事項、実施する事業の種類、実施内容、時期、回数等を記載した計画（以下「事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

なお、推進事業のうち、3の（1）のイ、ロ及びニの事業は、必ず実施しなければならない。

5 支給対象団体数

推進助成金は、国の予算の範囲内で支給するものである。したがって、支給対象団体数は、国の予算額により制約されるものであること。

第3 推進助成金の支給

1 支給対象期間

一事業主団体等に対する推進助成金の支給対象期間は、一事業年度以内限りとする。

この場合の事業年度とは、4月1日から翌年3月末日までとする。

2 支給額

推進助成金の支給対象となるものは、原則として事業主団体等が事業実施計画の承認を受けた日以降に要した費用で、次のイ及びロに示すものとする。

ただし、当該費用の額が500万円を超える場合の支給額は、500万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

さらに、当該費用の額が、別表に定める団体規模別上限標準額をもとに第4の1の（2）又は（3）により決定された支給上限額を超えて支給されることはない。

なお、事業実施計画作成のための第2の3の(1)のアの方針策定等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した費用の額については、事業主団体等が事業実施の承認を受ける日より以前ののものであっても、支給額の算定対象額としてよい。

ア 推進事業に要した費用

推進事業の事業ごとに、事業の実施に要した費用の合計額

別表に定める「団体規模別上限額（その1）」を超えない範囲で支給するものとする。

ただし、推進事業のうち第2の3の(1)のイ、ウ、エ、オの事業については、支払期ごとの事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その事業実施に要した費用は上記合計額には算入しない。

イ 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員を配置した場合には、その配置に要した額をアの内額として支給する。

ただし、その額が150万円を上回る場合は、150万円とする。したがって、この場合の推進助成金の支給額の算定対象額は、アの合計額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、150万円を加算した額となる。

(2) 上乗せ助成の支給額

事業主団体等が事業実施の承認を受けた日以降に要した費用で、次のア及びイに示すものとする。

ただし、当該費用の額が300万円を超える場合の支給額は、300万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

なお、事業実施計画作成のための第2の3の(2)のアの設定改善プランの策定に向けた懇談会の設置等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した費用については、事業主団体等が事業実施の承認を受ける日より以前ののものであって

なお、事業実施計画作成のための第2の3の(1)のイの方針策定等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した次のイ及びロに該当する費用の額については、事業主団体等が事業実施計画の承認を受ける日より以前ののものであっても、推進助成金の支給額の算定対象額とする。

イ 推進事業に要した費用

推進事業の各事業ごとに、事業の実施に要した費用（以下「実施費」という。）の合計額（以下「算定額」という。）を支給する。

ただし、推進事業のうち第2の3の(1)のロ、ハ、ニ、ホの事業については、各事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その事業実施に要した費用は上記合計額には算入しない。

ロ 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員を配置した場合には、その配置に要した額をイの内額として支給する。

ただし、その額が150万円を上回る場合は、150万円とする。したがって、この場合の推進助成金の支給額の算定対象額は、イの算定合計額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、150万円を加算した額となるものである。

も、支給額の算定対象としてよい。

ア 上乗せ事業に要した費用

上乗せ事業の事業ごとに、事業の実施に要した費用の合計額（上乗せ算定額）を別表に定める「団体規模別上限額（その２）」を超えない範囲で支給するものとする。

ただし、上乗せ事業のうち第２の３の（２）のイ、ウ、エの事業については、支払期ごとの事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の２分の１未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その事業実施に要した費用は上記合計額には算入しない。

イ 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員を配置した場合には、その配置に要した額をアの内額として支給する。

ただし、その額が９０万円を上回る場合は、９０万円とする。したがって、この場合の上乗せ助成の支給額の算定対象は、アの合計額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、９０万円を加算した額となる。

第４ 支給手続

１ 事業実施の承認等

（１）事業実施計画承認の申請

ア （略）

イ 添付書類

承認申請書には、次の書類を添付すること。

（ア） （略）

（イ） （略）

（ウ） （略）

（エ） （略）

（オ） （略）

ウ 申請期間

上記ア及びイの書類（以下「承認申請書等」という。）の厚生労働大臣への提出期間は、支給対象事業年度の４月末日までとする。

ただし、申請団体数が、４月末日以前に支給団体数の上限に達した又は当該上限を上回る等の事由がある場合には、厚生労働大臣は、承認申請書等の受付期限及び事業実施の承認審査対象について調整を行うことができるものとする。

第４ 支給手続

１ 事業実施計画の承認等

（１）事業実施計画承認の申請

イ （略）

ロ 添付書類

承認申請書には、次の書類を添付すること。

（イ） （略）

（ロ） （略）

（ハ） （略）

（ニ） （略）

（ホ） （略）

ハ 申請期間

上記イ及びロの書類（以下「承認申請書等」という。）の厚生労働大臣への提出期間は、支給対象事業年度の４月１日から５月末日までとする。

ただし、申請団体数が、５月末日以前に支給団体数の上限に達した又は当該上限を上回る等の事由がある場合には、厚生労働大臣は、承認申請書等の受付期限及び事業実施計画の承認審査対象について調整を行うことができ

(2) 事業実施承認の審査及び決定

ア (略)

イ 都道府県労働局長は、承認申請書等について次の事項に係る審査を行い、厚生労働大臣に提出するものとする。

(ア) (略)

(イ) (略)

ウ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、事業実施承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施承認通知書」(様式第3号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施不承認通知書」(様式第4号)により、当該事業主団体等に対して通知する。

エ (略)

るものとする。

(2) 事業実施計画承認の審査及び決定

イ (略)

ロ 都道府県労働局長は、承認申請書等について次の事項について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(イ) (略)

(ロ) (略)

ハ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、事業実施計画承認の決定を行い、助成金の支給上限額を明示して、「労働時間等設定改善推進事業実施計画承認通知書」(様式第3号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施計画不承認通知書」(様式第4号)により、当該事業主団体等に対して通知する。

ニ (略)

(3) 事業実施計画変更承認の審査及び決定

イ 事業実施計画の承認を受けた事業主団体等は、やむを得ない事由により、事業実施計画の内容を変更しようとする場合は、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請書」(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を、都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。変更申請書には、変更後の「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)を添付(変更内容に応じて様式第2号(別紙)もあわせて添付)すること。

ロ 変更申請があった場合の取扱いについては、第4の1の(2)を準用するものとし、厚生労働大臣は、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施計画変更承認の決定を行い、助成金の支給上限額を明示して、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認通知書」(様式第6号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更不承認通知書」(様式第7号)

2 推進助成金の支給等

(1) 支給の申請

ア 推進助成金の支給を申請する事業主団体等は、事業実施の承認を受けた日から9月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の10月1日から同月末日までの間に、10月1日から3月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の終了した後の最初の4月1日から同月末日までの間に、「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書」(様式第5号。以下「支給申請書」という。)を、都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

イ 支給申請書には、次の書類を添付すること。
なお、(エ)については、最終の支給申請時に提出するものである。

(ア)「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書」(様式第5号-続紙-)

(イ)「労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書[実施事業ごとの詳細]」(様式第6号)

(ウ)「労働時間設定改善推進員活動日誌」(様式第6号(別紙))

(エ)「労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書」(様式第7号)

(オ) (略)

(2) 支給の審査及び決定

ア (略)

イ 都道府県労働局長は、支給申請書等について厚生労働大臣に提出するものとする。

ウ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金支給決定通

により、当該事業主団体等に通知する。

2 推進助成金の支給等

(1) 支給の申請

イ 推進助成金の支給を申請する事業主団体等は、事業実施計画の承認を受けた日から9月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の10月1日から同月末日までの間に、10月1日から3月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の終了した後の最初の4月1日から同月末日までの間に、「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書(上半期・下半期)」(様式第8号。以下「支給申請書」という。)を、都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

ロ 支給申請書には、次の書類を添付すること。
なお、(ニ)及び(ホ)については、最終の支給申請時に提出するものである。

(イ)「労働時間等設定改善取組実施状況報告(上半期・下半期)」(様式第8号の2-続紙-)

(ロ)「労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書[実施事業ごとの詳細]」(上半期・下半期)」(様式第9号)

(ハ)「労働時間設定改善推進員活動日誌」(様式第9号(別紙))

(ニ)「労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書」(様式第10号)

(ホ) (略)

(2) 支給の審査及び決定

イ (略)

ロ 都道府県労働局長は、支給申請書等について次の事項について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(イ) 推進事業が、事業実施計画に基づいて適正に実施されたこと。

(ロ) 支給申請の対象となる期間について、第2の3の(3)に定める措置が講じられたこと。

ハ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金支給決定通

知書」(様式第8号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、不支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書」(様式第9号)により、事業主団体等に通知する。

(3) (略)

第5 (略)

第6 不正受給による返還等

1 (略)

2 厚生労働大臣は、返還の決定をしたときは、「労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書」(様式第10号)により当該事業主団体等に通知する。

第7 (略)

附則 この要領は、平成18年4月1日から適用する。

改正 平成19年4月2日一部改正

知書」(様式第11号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、不支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書」(様式第12号)により、事業主団体等に通知する。

(3) (略)

第5 (略)

第6 不正受給による返還等

1 (略)

2 厚生労働大臣は、第3の2のイのただし書きに該当することにより、助成金の過払いが生じた場合には、14日以内にその相当額を返還させる。

3 厚生労働大臣は、返還の決定をしたときは、「労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書」(様式第13号)により当該事業主団体等に通知する。

第7 (略)

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。